

命 令 書

再審査申立人 学校法人 武蔵野音楽学園

再審査被申立人 武蔵野教職員懇談会

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由第1の認定した事実のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「被申立人」とあるのは「再審査申立人」と、「本件申立て」とあるのは「初審申立て」と、「申立人」とあるのは「再審査被申立人」と、「現在」とあるのは「初審結審時」と、「当委員会」とあるのは「東京都地方労働委員会」と読み替えるものとす。

- 1 1の(2)中「全国一般労働組合同盟」を「東京地方一般同盟」に改める。
- 2 2の(2)中「この不当労働行為救済申立事件について、」以下を削る。
- 3 3の(1)中「命令において認定した事実の他」を「2(1)の組合公然化以降」に改める。
- 4 3の(2)中「前記」を「別件」に改める。

第2 当委員会の判断

- 1 学園は、初審命令が、平成元年3月28日に学園のY1部長が組合員X1に対して行った本件レポート提出の業務命令は不当労働行為であると判断したことを不服とし再審査を申し立て、次のとおり主張する。

本件レポート提出の指示は、学園のY1部長が直属の部下であるX1に対して、その担当職務である演奏部業務の将来展望について、日常業務における研究の結果をレポートとして提出するよう求めた通常の指示行為の一つにすぎず、X1が東京都地方労働委員会で行った証言内容について報告を求めたものではないのであって、組合活動に対する支配介入と非難されるいわれは全くない。このことは、上記レポート提出の指示から6か月後に組合が本件初審申立てを行うまでの間、組合からは学園に対して、このレポート提出指示が組合活動への支配介入であるとの抗議や団体交渉申入れが全くなされていなかったことから明らかである。

- 2 しかしながら、この点についての当委員会の判断は、本件初審命令理由第2の2の当委員会の判断のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、

当該判断と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「第1」とあるのは「前記第1でその一部を改めて引用した初審命令理由第1」と、「申立人」とあるのは「再審査被申立人」とそれぞれ読み替えるものとする。

2の(1)中「学園が組合ひいてはその組合員を嫌悪し続けてきたことは、別件不当労働行為救済申立事件における当委員会の命令によりすでに明らかにされているところである(第1.2(2))。」を「前記第1でその一部を改めて引用した初審命令理由第1.2(2)認定のとおり、組合は東京都地方労働委員会に対し不当労働行為の救済申立てを行う等、労使関係が激しく対立しており、学園は組合ひいてはその組合員を嫌悪しつづけてきた。」に改める。

以上のとおりであるから、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成8年5月22日

中央労働委員会

会長 萩澤 清彦 ㊟